

# 山口県公共事業景観形成ガイドライン

平成19年3月

山 口 県

---

## 目 次

---

第 1	目的	...	1
第 2	適用の範囲等	...	2
第 3	公共事業における良好な 景観の形成の目標	...	2
第 4	公共事業の実施における 基本姿勢	...	3
第 5	公共事業の実施における 基本的事項	...	4

---

---

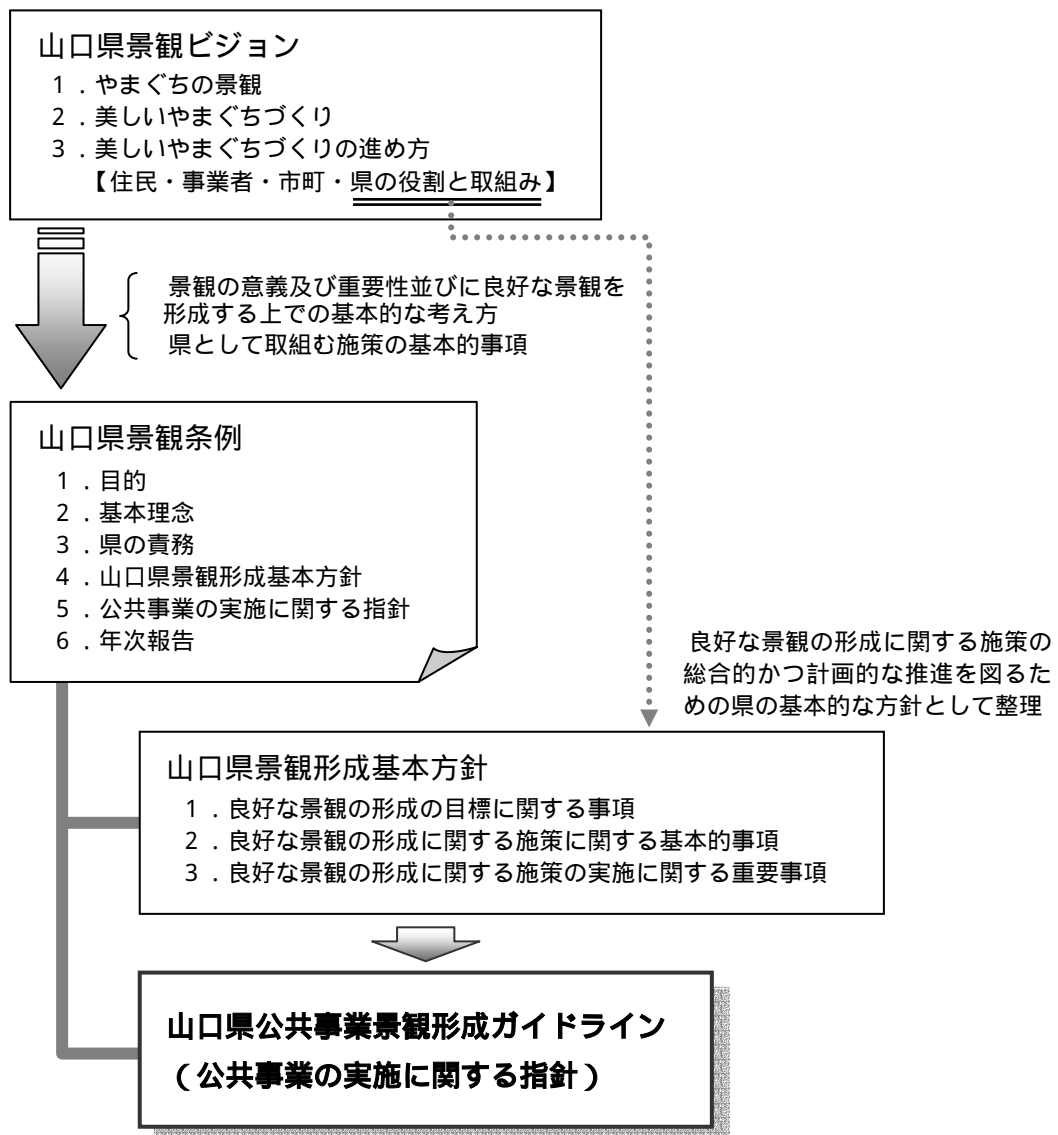
# 第1 目的

本県は、三方を海に開かれ、豊かな自然環境や歴史的なまちなみなど、多くの良好な景観に恵まれています。これらの景観は、「山口県らしさ」を彩るとともに、我々に心豊かな生活と住み良さを提供してくれます。

本県では「山口県景観ビジョン（平成17年3月策定）」において「心豊かな山口県」「暮らしやすい山口県」「訪れたい山口県」の三つの山口県像の実現に向け、山口県景観条例（平成18年山口県条例第5号）を制定（平成18年3月）し、また、これに基づき「山口県景観形成基本方針（平成19年1月策定）」を定め、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

公共事業は、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に大きな影響を与えることから、景観形成への積極的な取り組みが求められています。

このため、山口県景観条例第5条の規定に基づき、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成を図るための指針（山口県公共事業景観形成ガイドライン）を定めます。



## **第2 適用の範囲等**

### **1 対象事業**

この指針は、県が実施する公共事業について適用するものであり、地域の景観形成に与える影響等を勘案し、適切な運用に努めるものとします。

### **2 適用の除外**

法令等の定めによる場合及び災害復旧事業等緊急を要する事業には、本指針の適用を除外することができるものとします。

なお、このような場合においても、できる限り景観に配慮した事業の実施に努めるものとします。

## **第3 公共事業における良好な景観の形成の目標**

良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくりを推進するため、“県民に親しまれる文化の薫り高い公共空間づくり”を目標に掲げ、地域の良好な景観の形成を先導する役割を踏まえた公共事業に取り組みます。

## 第4 公共事業の実施における基本姿勢

良好な景観の形成の目標に向けて、次の基本姿勢により公共事業を実施します。

### 1 地域の良好な景観の形成についての認識の共有に努めます。

山口県景観条例において、景観を「それを構成すべき個々の土地、建築物その他の工作物又は物件の外観のみならず、それを見る者の認識によって成り立つものである」と位置づけているように、地域の景観の特性は認識の共有によって捉えることができると考えます。

このため、公共事業において景観形成を行うにあたっては、構想・計画・設計段階において、地域の良好な景観の形成について官民双方の認識の共有に努めるとともに、その認識が施工・維持管理段階へと継承されるように努めます。

### 2 公共事業における景観形成の評価や事業担当者等の知識の研鑽等により、より質の高い公共施設の整備に努めます。

公共事業における良好な景観の形成は、華やかな装飾をすることではなく、地域特性等に配慮した施設整備を行うことであると考えます。

このため、事業担当者等が景観に配慮する視点を持ち、景観に対する意識・知識・経験を高めることに努めます。また、事業における景観形成を評価するとともに、その評価を次に行う事業に生かし、常により質の高い公共施設の整備に努めます。

### 3 地域住民の景観形成への意識を高めるとともに民間の建築活動等に影響を与え、良好な公共空間に導くように努めます。

地域の良好な景観の形成は、景観に配慮した公共施設を整備するだけでなく、景観を構成する他の要素についても景観に配慮されることが重要であると考えます。

このため、公共事業を通して、地域の景観形成の主体である市町と連携し、地域住民の意識を高め、官民協働による良好な景観の形成につなげるように努めます。

また、民間の建築活動等に影響を与えるように、景観に配慮した質の高い公共施設の整備に努めます。

## 第5 公共事業の実施における基本的事項

公共事業における良好な景観の形成を進めるにあたっては、次の基本的な事項に留意して事業を実施します。

### 1 地域特性に配慮して、公共事業の実施に努めます。

良好な景観は、地域の風土、歴史、文化及び生活の営みとの調和により形成されるものであると考えます。

このため、公共事業の実施においては、次の視点に留意して取り組みます。

地域の風土、歴史、文化及び生活の営みの把握と継承

地域の風土、歴史、文化及び生活の営みは景観と深く係わっており、地域固有の景観特性を形成する要素であると考えられます。

このため、これらの要素を十分に把握し、継承することが重要です。

地域特性の表現

公共事業は、地域の景観形成を進める上で、ランドデザインを支える役割が期待されます。

このため、公共施設の整備においては、安易なデザインは避け、地域の風土、歴史、文化及び生活の営みとの調和と活用の観点から形態又は色彩その他の意匠を十分に吟味し、地域特性を表現することが重要です。

## 2 自然環境に配慮して、公共事業の実施に努めます。

自然環境は、地域の景観の素地となるものであり、自然環境を適切に保全、再生することは、地域の景観の保全につながると考えられます。

このため、公共事業の実施においては、次の視点に留意して取り組みます。

### 自然環境の保全と復元

公共事業では、やむを得ず自然の改変を伴うことがあります。この場合、その影響を最小限とし、改変した部分についてもできるだけ復元するように配慮することが重要です。

### 自然環境との共生

自然環境と調和した公共施設を整備するためには、多様な生物からなる生態系の再生など地域の自然環境との共生に配慮することが重要です。

また、緑の保全や緑化の推進等により、地球温暖化等の環境問題への対策に配慮することも重要です。

### 3 連続性、一体性に配慮して、公共事業の実施に努めます。

公共事業の実施においては、官民の敷地境界や所管する事業区域など目には見えない境界線が存在しています。良好な公共空間は、これらの境界線で分断されることなく、景観が連続し、また一体的なものであると考えます。

このため、公共事業の実施においては、次の視点に留意して取り組みます。

#### 所管や立場の違いを超えた一体的な取り組み

事業区域、事業時期、事業主体又は施設管理者など、事業や立場ごとに景観形成を考えるのではなく、対象事業とその周囲まで含め、所管や立場を超えて一体的に取り組むことが重要です。

#### “境界”における見え方への工夫

施設の敷地境界や官民の敷地境界等の境界では、空間的な連続性や一体性を確保するための見え方を工夫することが重要です。

#### 地域の良好な景観の形成の取り組み

公共施設のみが景観に配慮しても、景観の連続性、一体性の確保はできません。

民間の建築活動等に影響を与え、地域住民による自発的な景観形成活動が展開されるために、公共施設の整備を糸口とした、市町や地域住民と地域の良好な景観の形成の取り組みが重要です。



#### 4 機能性と使われ方に配慮して、公共事業の実施に努めます。

景観に配慮した公共施設を整備するという事は、華美に飾るものではありません。

公共施設は不特定多数の人が使うとともに、耐用年数も長い施設です。使われ方に配慮した質の高い機能性を有する施設は、地域の人々に親しまれ、長く使用されることが適切な維持管理につながることから、良好な景観の形成に資するものであると考えます。

このため、公共事業の実施においては、次の視点に留意して取り組みます。

##### 機能性を意識した整備

公共施設に求められている機能の本質を十分に認識し、誰もが使いやすいユニバーサルデザインに心がけるとともに、機能、景観の両面において質の高い公共施設を整備することが重要です。

##### 使われ方を意識した整備

公共施設は長く使用されることによって、地域住民に親しみや愛着が生じ、施設を景観として見る認識にも影響を与え、その結果として適切な維持管理につながるものと考えます。

このため、様々な人が長期にわたって使用することを意識して整備することが重要です。

##### 地域との連携・協働

公共事業における景観形成を官民協働で取り組むことにより、地域住民の理解も深まり、施設整備後の美化・清掃活動等の維持管理への参加にもつながるものと考えます。

このため、早い時点からの地域との連携・協働体制を検討するなどの工夫を行うことが重要です。

## 5 視点場、視対象となることに配慮して、公共事業の実施に努めます。

公共施設は不特定多数の人が利用できる空間であることが多く、景観上、周囲の良好な景観を眺める場（視点場）としての役割を期待されることがあるとともに、施設自体が周囲の環境とともに景観として眺められる対象（視対象）の一部でもあります。

このため、公共事業の実施においては、次の視点に留意して取り組みます。

### 視点場となる空間づくり

景勝地など周囲に良好な景観が形成されているところでは、観光等による地域の活性化にもつながることから、容易に景観が楽しめるように、視点場となる空間づくりに配慮することが重要です。

### 主要な視点場（眺望点）等からの見え方の工夫

展望台等景観を眺望する視点場が周囲にある場合、施設整備後に周囲の景観と調和しているかなど視点場からの見え方に工夫することが重要です。

## 6 経年変化に配慮して、公共事業の実施に努めます。

公共施設は、整備が完了した後、長期にわたり人々に使われていく中で変貌し、地域の景観に風格をもたらすものであると考えます。

このため、公共事業の実施においては、次の視点に留意して取り組みます。

### 長期使用を想定した施設整備の工夫

公共施設の整備において使用する素材によっては、時間の経過とともに味わいを増したり、周囲の景観に馴染む効果が表れます。このような素材の選定など長期使用を想定した施設整備の工夫が重要です。

### 成長を見越した工夫

樹木の成長とともに景観も変化します。これを踏まえた適切な樹種の選定、育成環境の整備及び維持管理が重要です。

